

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1306号)

平成27年8月27日

横情審答申第1306号

平成27年8月27日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成26年10月31日市市情第747号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「行政文書「市市情393号起案：平成26年7月15日付開示請求の一部開示決定について」本文の記述『…開示することにより、審査会の審議の過程においてどのような議論・検討が行われたかが明らかとなり、議論の変遷や個々の意見・見解が公になることとなる結果、審議会の審議の公正さ、客観性について無用な疑いを抱かせ、答申の信頼性を失わせるおそれが生じ…』に関して、横浜市が「議論の変遷や個々の意見・見解が公になると市民が無用な疑いを抱く」と考えるに至った根拠の記載された文書の、その根拠部分だけを抜粋したもの。」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「行政文書「市市情393号起案：平成26年7月15日付開示請求の一部開示決定について」本文の記述『…開示することにより、審査会の審議の過程においてどのような議論・検討が行われたかが明らかとなり、議論の変遷や個々の意見・見解が公になることとなる結果、審議会の審議の公正さ、客観性について無用な疑いを抱かせ、答申の信頼性を失わせるおそれが生じ…』に関して、横浜市が「議論の変遷や個々の意見・見解が公になると市民が無用な疑いを抱く」と考えるに至った根拠の記載された文書の、その根拠部分だけを抜粋したもの。」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「行政文書「市市情393号起案：平成26年7月15日付開示請求の一部開示決定について」本文の記述『…開示することにより、審査会の審議の過程においてどのような議論・検討が行われたかが明らかとなり、議論の変遷や個々の意見・見解が公になることとなる結果、審議会の審議の公正さ、客観性について無用な疑いを抱かせ、答申の信頼性を失わせるおそれが生じ…』に関して、横浜市が「議論の変遷や個々の意見・見解が公になると市民が無用な疑いを抱く」と考えるに至った根拠の記載された文書の、その根拠部分だけを抜粋したもの。」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成26年10月8日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 横浜市では、事案についての最終的な意思決定（決裁）は、行政文書によって行うものとしている。決裁に係る起案文書は、市の意思決定を具体化する原案を起案者が作成したものであり、起案者から順次上位職への回議を経て、決裁権者が最終

的な意思決定を行う。

したがって、平成26年7月15日付開示請求に係る一部開示決定通知書である平成26年度市市情第393号の一部開示決定通知書（以下「市市情第393号決定通知書」という。）の「根拠規定を適用する理由」により当該決定を行うと判断するに至った根拠が記載された文書は、平成26年度市市情第393号の起案文書（以下「市市情第393号起案」という。）が該当する。

- (2) 市民局総務部市民情報室（以下「市民情報室」という。）が平成26年7月15日付開示請求を受けて、これに係る決定をするに当たっては、起案文書の本文中に当該決定に係る「根拠規定を適用する理由」を記載して職員が起案した。その後、市民情報室及び市民局総務部総務課の職員の承認を経て、横浜市事務決裁規程（昭和47年8月達第29号）に基づき市民局長の決裁を受けて、決定案が確定し、決定の内容を書面で請求者に通知している。
- (3) 本件請求に係る開示請求書の記載によると、市市情第393号決定通知書の「根拠規定を適用する理由」に関して、横浜市がそのように考えるに至った根拠が記載された文書のうち、根拠部分のみを抜粋したものを求めるものであるが、本件請求に係る行政文書は、市市情第393号起案そのものであり、当該起案文書全体をもって根拠としている。このため、「根拠部分を抜粋したものを求める」とされても、本件請求に係る文書は市市情第393号以外には存在せず、そのほかに「根拠規定を適用する」と考えるに至った根拠の記載された行政文書は作成しておらず、保有していない。

異議申立人（以下「申立人」という。）は市市情第393号起案を閲覧した上で「私の拝見した市市情第393号起案は・・・根拠が明らかでない」として本件請求を行っているため、本件請求において申立人は市市情第393号起案を求めているものと判断したことから、当該文書は本件請求に係る行政文書として特定しなかった。

以上のことから、市市情第393号起案以外には、本件請求に係る行政文書は作成し、又は取得しておらず、保有していないため、非開示の決定を行った。

- (4) 本件異議申立てに関するものとしては、同一の申立人から同様の開示請求及び異議申立てを受け、平成26年9月30日市市情第586号により、横浜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問している。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、その行政文書の開示を求める。
- (2) 本件請求に係る開示請求書には「市市情第393号起案以外で」という条件はない。横浜市は市市情第393号起案から根拠部分を抜粋したものを開示するべきである。
- (3) 申立人は、別件にて実際に市市情第393号起案を閲覧し、市市情第393号起案には実施機関が議論の変遷や個々の意見・見解が公になると、市民が無用な疑いを抱くと考えに至った根拠が記載されていないことを確認した。
- (4) 申立人は、市市情第393号決定に関する実施機関の意思決定の根拠を求めているのではない。たまたま市市情第393号決定通知書に記載があったため、市市情第393号決定通知書にはこのように記載してあるが、との記載をした。申立人が知りたいのは、「議論の変遷や個々の意見見解が公になると、市民が無用な疑いを抱く」という実施機関の考えの根拠は何なのか。また、実施機関がそのように考えた根拠はどこに記載されているのかである。
- (5) 市市情第393号起案において、「議論の変遷や個々の意見・見解が公になると市民が無用な疑いを抱く」という文章は、情報公開条例第7条第2項第6号を適用すべきと主張する起案者が己の主張の根拠として挙げたものである。つまり、時系列的に「議論の変遷や個々の意見・見解が公になると市民が無用な疑いを抱く」という命題の正しさを証明した後でないで、市市情第393号の意思決定を行うことができない。実施機関の主張は時系列を無視した非合理的な主張である。
- (6) 市市情第393号起案が本件申立文書である場合、ない場合のどちらであっても、本件処分は誤りである。
- (7) 非開示理由説明書にて実施機関の主張するように、平成26年度市市情第393号起案に記述された「…市民が無用なおそれを抱く」という横浜市の考えの根拠が、同起案の別の箇所に記述されているのならば、その箇所を抜粋して開示すべきである。なぜならば申立人は本件異議申立ての発端となった文書開示請求において“根拠部分だけの抜粋”を要求したからである。「…市民が無用なおそれを抱く」という横浜市の考えの根拠とはその考えそのものである、という主張であったとするなら、それは非論理的で異常な意見である。
- (8) 最終的に開示等に対する決定を実施機関がした根拠というのであれば、市市情第

393号決定通知書の根拠規定を特定したのは正しい。しかし、実施機関が情報公開条例第7条を適用するべきと考え、適用した結果非開示としたという流れであり、申立人が求めているのは最初の部分である。

- (9) 実施機関の主張が「平成26年度市市情第393号の当該記述は根拠提示不要なほどに常識的であるので、根拠の記載された文書を有していない」という主張でないことは理解した。

5 審査会の判断

- (1) 情報公開条例に基づく開示決定等に対する異議申立てに係る事務について

横浜市では、情報公開条例第22条第1項の規定に基づき、情報公開条例第19条及び横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）第53条の規定による諮問並びに情報公開に関する事項についての実施機関からの諮問に応じて調査審議するため、審査会を設置している。

諮問機関である審査会は、中立な第三者機関として、諮問された事案について調査審議を重ね、諮問した実施機関に対し、答申を行う。実施機関は、情報公開条例第19条第2項及び個人情報保護条例第53条第2項の規定に基づき、当該諮問に対する答申があったときは、これを尊重し、不服申立てに対する決定を行わなければならないとされている。

また、審査会の答申後に、審査会としての説明責任を果たす観点から、情報公開条例第27条に基づいて答申の内容を一般に公表している。

- (2) 本件申立文書について

本件申立文書は、本件請求に係る開示請求書の記載から、市市情第393号起案の起案本文にある、情報公開条例第7条第2項第6号を適用する理由の記述に関して、記述内容のように考えるに至った根拠の記載された文書のうち、根拠部分だけを抜粋したものであると解される。

市市情第393号起案は、諮問第1407号に係る審査会の審議資料の開示請求に対し、当該資料を情報公開条例第7条第2項第2号及び第6号に該当するとして一部開示と決定し、開示請求者に通知した起案文書であることが認められる。

なお、申立人は意見陳述において、市市情第393号決定通知書に関する実施機関の意思決定の根拠を求めているのではなく、議論の変遷や個々の意見見解が公になると、市民が無用な疑いを抱くという実施機関の考えの根拠を求めている旨主張しているが、当審査会としては、本件請求に係る開示請求書の記載内容からはそのよ

うな文書の開示を請求する趣旨であるとは読み取ることはできなかった。

(3) 本件請求に係る行政文書の特定について

ア 実施機関は、市市情第393号起案が本件請求に係る行政文書ではあるが、申立人が市市情第393号起案以外の文書を求めていることから、市市情第393号起案以外に本件請求に係る行政文書は存在しないとして非開示としたと説明している。

これに対し、申立人は、市市情第393号起案こそ本件請求に係る行政文書であると考えのならば、市市情第393号起案を特定して開示すべきであると主張している。

イ 当審査会が、本件請求に係る開示請求書を確認したところ、本件請求は、市市情第393号起案の記載内容を見たことを前提に行われたことが認められた。そうすると、実施機関が本件請求を市市情第393号起案以外の文書を求めるものであると判断し、市市情第393号起案を特定しなかったことに不合理な点はない。

(4) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、市市情第393号起案において、審査会の審議資料は情報公開条例第7条第2項第6号に該当し非開示とすると決定している。また、実施機関は、本件請求に係る行政文書は市市情第393号起案以外には存在しないと説明している。

イ 申立人は、当審査会答申第1293号に係る対象行政文書と同一の文書のうち、根拠部分のみを抜粋したものを請求している。実施機関が、市市情第393号起案以外に本件請求に係る行政文書を作成し、又は取得する必然性も認められないことは当審査会答申第1293号において示したとおりであり、現時点において当該答申における判断を覆すような事情の変化も認められないことから、本件申立文書は存在しないとする実施機関の判断は是認できる。

ウ なお、申立人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|--|-------------------------|
| 平成26年10月31日 | ・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理 |
| 平成26年11月20日 (第178回第三部会) | ・諮問の報告 |
| 平成26年11月21日 | ・異議申立人から意見書を受理 |
| 平成26年11月27日 (第259回第一部会) 平成26年12月12日 (第262回第二部会) | ・諮問の報告 |
| 平成27年4月23日 (第267回第一部会) | ・審議 |
| 平成27年5月14日 (第268回第一部会) | ・異議申立人の意見陳述 ・審議 |
| 平成27年6月25日 (第271回第一部会) | ・審議 |
| 平成27年7月9日 (第272回第一部会) | ・審議 |